

保護者のみな様へ

知っていますか？

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
※13歳未満は歩道を通行することができます。
ただし、歩行者の妨害とならないように注意！
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライト点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



車の仲間です
自転車は

子供が安全に自転車に乗るために 日々の準備や習慣が大切です！

- ★ お子さんには、成長に応じて、体に合った自転車を与えましょう。
- ★ 自転車の点検は欠かさず行いましょう。
- ★ 13歳未満のお子さんには、ヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。
- ★ お子さんが自転車の通行ルールについて理解できるまで、繰り返しよく教えましょう。

子供が自転車事故により、加害者となってしまうケースも…

小学5年生(当時11歳)の男子が、夜間、歩道と車道の区別のない下り坂の道路を自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態になった。

損害賠償

約9,500万円

※この判例では、監督義務を問われた親権者が賠償を求められました。

昼間、男子高校生が交差点のかなり手前から車道を斜めに横断して、自転車横断帯に入り自転車で対向車線を直進してきた会社員(24歳)と衝突。会社員に言語機能喪失等の損害が残った。

損害賠償

約9,300万円

日没後、自転車通行可の歩道を自転車のライトをつけず通行中の中学生が、加速した直後、正面からきた歩行者と正面衝突。歩行者は転倒、死亡した。

損害賠償

約4,000万円

自転車くらいでと思わず、
家族のため、人のため、保険に加入しましょう

自転車が加害者となる交通事故が少なくありません。

高額な賠償義務が発生することも…。自動車やオートバイを持っている感覚で、自転車の任意保険も真剣に考えてください。

